

# 人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所  
所長 金丸 憲史  
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号  
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527  
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

## CONTENTS

page

- |   |  |
|---|--|
| 1 大阪地裁判決<br>「追い出し部屋」で慰謝料支払い命令                 | 5 すっきりわかる。年金<br>海外赴任すると年金が減るって本当？  |
| 2 特集 最近の裁判例から必須要件をピックアップ！<br>定額残業代が有効と判断されるには | 6 人事労務の法律ミニ教室<br>マイカーで営業活動をしている社員。<br>黙認してもいい？                                   |
| 4 TOPICS<br>「マタハラ白書」長時間労働がマタハラの温床             | 7 助成金を活用しましょう<br>平成27年度「雇用保険制度」の<br>助成金・給付金の改正一覧                                 |
| 4 備えよう！マイナンバー<br>マイナンバーで何が変わる？                | 8 もっと会議を有意義に<br>「なんだかうまくいきそう」な雰囲気で会議を始める方法<br>労務ひとこと<br>平成生まれの退職理由は「キャリア不安」と「残業」 |

## 大阪地裁判決

# 「追い出し部屋」で慰謝料支払い命令

証券会社から子会社に転籍させられた上に、退職を迫る「追い出し部屋」で勤務させられたとして、男性社員(42)が両社に計200万円の慰謝料を求めた訴訟において、大阪地裁は4月24日、「両社が共同で退職を追い込むための嫌がらせで違法」と判断し、両社に150万円の支払いを命じました。

\* \* \* \* \*

男性は証券会社から子会社に転籍した平成24年から4カ月間、一人きりで別室勤務をさせられました。男性のパソコンは他の部員と情報を共有できず、歓迎会や忘年会にも呼ばれない状態でした。また、転籍前も含め約1年間、新規顧客開拓の飛び込み営業に専念させられました。

子会社側は「新規開拓に専念し、空

室を有効活用するため」と主張しましたが、裁判官は「飛び込みで契約に至るのは困難で、隔離に意義があるのか疑わしい」と退けました。親会社である証券会社についても「男性の業務内容の報告を受けていた」と指摘し、「態度は悪質で、一時は退職を考えるなど男性の受けた精神的損害は小さくない」と判断しました。

## 追い出し部屋はパワハラ？

平成24年ごろから、大企業の「追い出し部屋」が報道などで大きく取り上げられ世間の注目を集めました。単純労働をさせたり、業務を制限するなどの手法に対して「違法な退職勧奨(退職強要)」であるとした裁判例もあります。

今回のケースでは男性が退職してい

なかつたため精神的損害に対する慰謝料という形になりました。

厚生労働省では、パワハラについて表のような類型を示しています。「追い出し部屋」でおこなわれていたことは、パワハラの類型と重なる部分も多いと言えます。

## <パワハラの類型>

|             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 身体的な攻撃      | 胸ぐらをつかむ、頭をこづくなど              |
| 精神的な攻撃      | 皆の前で大声で叱責、同僚の前で無能扱いなど        |
| 人間関係からの切り離し | 部署の食事会に誘われないなど               |
| 過大な要求       | 一人では無理だとわかっている仕事を一人でやらせるなど   |
| 過小な要求       | 営業なのに倉庫整理を必要以上に強要するなど        |
| 個人の侵害       | プライベートなことをつこく聞く、個人の宗教を否定するなど |